

2026 年 5 月 12 日

生活クラブ茨城 組合員有志と茨城県原子力安全対策課との意見交換会

茨城県議会棟中会議室にて

司会:時間は 90 分なのでさくさくと始めたいと思います。よろしくお願いします。自己紹介をお願いします。

原子力防災調整監:今日はよろしくお願いします。原子力安全対策課 3 名で参りました。白戸課長補佐、北村主任、石崎原子力防災調整監です。取手開催の出前講座にも出させていただきました。質問の再質問をあらためて確認させていただきました。何度も言っているんですけど、そこに原子力発電所とか原子力関連施設がある限りですね、よく市民の皆さんは再稼働するしないと関連付けておられる、当然市民感覚から言うところ、そういう感じだと思うんですけど、そこに施設がある限り、何かがあった時に市民、県民の命を守るところで県職員として取り組んでいるという事をまた再度申し上げさせていただきたいと思います。また、このところ原子力防災関係の県の取り組みにつきましては、HP で色々な委員会の結果ですとか、なるべく分かりやすくやっていこうということで、HP で最終的にアップするという事は今まで何年か、福島原発の後にしても、我々の安全対策をしっかりと知ってもらうという事で取りまとめて、いい機会かなということで我々一同やっていますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日は前に回答しましたものはもうお渡ししているということで、追加質問いただいたものについてのやりとりという事でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【1】 避難用のバス車両、運転手の確保について

(再質問 1) 避難対象人口を最大約 17 万人と想定している点について。

放射能物質の放出量や風向き風力等でシミュレーションは変わると考えます。その際、避難対象人口は 17 万人を超えることも想定されるのではないのでしょうか。そうした想定についてはどのように考えているのでしょうか。

原子力防災調整監:30kmに90万人が居住している中ですが、原子力広報いばらきで皆様にもお伝えしているところですが、仮に避難とか、一時移転が30kmまでしなければならない状況をあえて設定しているところ。このシミュレーションを行った第三者検証委員会がありましたけれども、こちらのコメントではなかなかこういう事象として想定されるのは、発生確率が低いことから、国の審査において対象外となっている隕石の落下とか、ミサイルなども考えられて、その可能性を否定することはできないけれども、様々な自然現象を考慮しても、敷地内のこういったいろんな設備が一斉に機能喪失するということはおおよそ考えにくい、とそういったコメントもいただいております。ですので我々の防災の面からですね、避難について考えるときには、いったんこの17万人というのを考えてやっていこうと、そういったことでございまして、避難計画の実効性の検証のために、ある程度のこのぐらいの規模感、避難する人たちの数を考えてはよいかなということで、第三者委員会にもそれでいいよねというお墨付きをもらってシミュレーションをやっているところでございまして、それを活用しているところでございます。

司会:これに対しまして疑問点とかございませんか？

参加者:ちょっとだけ意見言うと、かなり少ないな、91万人からいうと。

原子力防災調整監:もちろん我々も市民県民感情から考えますと、いまおっしゃられたような、17万人というのは無視してもよいのではという意見があるところは承知しているところでございます。当然、全員が90万人の皆さんが一斉に避難できる状態が望ましいという意見もあるかも知れません。そういった中での今回のものという風になってます。

参加者:放出量の話なんですけれども、福島事故の数十分の1、放射性物質によっては100分の1、その量しか想定してないんですね。今回の17万人というのは、30kmまでしか放射能が広がらないというその想定だからこうなるんだけど、福島事故では45km60kmそういうところまでいってますよね。ですからそもそも、その設定自体がおかしいんじゃないですかという疑問があります。30kmしかどうして放射能が飛ばないのか。そして福島事故の教訓はどこへ行ったのかと思うんですね。その点いかがでしょうか？

課長補佐:1番と5番がどうなのか？・・・ということでお答えしますけれども、今回この拡散シミュレーションを行う前提として、福島事故の教訓を踏まえて、安全対策を大前提に、非常に厳しい基準が福島事故以降、非常に厳しい安全対策がとられるようになっていきます。これは原子力規制庁できちんと審査をして、東海第二以外にも原子力関連ありますけれども、非常に厳しい基準が新たに設けられて、安全対策、防潮堤もそうですし、フィルタバントといって、仮に水素が発生したときに水素を逃がすようなフィルターを濾して逃がすような、フィルターバントという装置を付けなさいという、非常に厳しい安全対策基準が、震災の教訓を踏まえて基準となっているというのが、大前提としてご理解いただきたい、その非常に厳しい安全対策をクリアしたうえで、とはいえ、じゃあ必ずしも事故が起きないかというのは、それは否定できませんので、安全対策という大前提のもと、じゃあ仮に30kmまで避難が生じてしまうようなケースはどういうケースなの、というのをシミュレーションした上で人口を出したのが、この約17万人というケースなので、安全対策というのはまったく震災の時とは違うということをご理解いただいたうえで、さらに厳しい条件だということ、そこはご理解いただければなという風に思っております。

(再質問2) 避難対象人口、最大約17万人分が想定されている以上、その方たちを安全かつ円滑に避難できるだけの運転手または、バスの台数を確保できない限り、再稼働の承認はしないという理解でよろしいでしょうか。

原子力防災調整監:その件につきましては、冒頭お話しさせていただいたようにですね、再稼働の承認するしないとは関係ないとして取り組んでおります。そういった中で安全対策の中で、移動手段の確保が最重要項目の一つとして、今検討を進めているところでございます。具体的には、茨城県バス協会さんとの昨年結びました協定、また茨城県独自の緊急時にバスを配車するシステムがございますので、こちらで登録必要台数を確保してまいります。また不測の事態等で輸送能力が足りないという場合には、他の原発地域と同様にですね、実働組織、いわゆる自衛隊等になると思いますけれども、こちらへの支援要請を速やかに行っていくということを想定しているところでございます。

参加者:自衛隊は輸送は担わないというふうに聞いたことがあるんですけども、この点に関してはいかがでしょうか？

課長補佐:輸送を担わないというのは、どういったところで言われた話ですか？

参加者：自衛隊の車両は出さない、運転手は出す、という話だそうです。

課長補佐：それは誰がおっしゃっていたんですか。具体的には。どういう発言なのか我々わからないんですけど。

参加者：それは聞いてないんですね？

課長補佐：われわれはそういった認識はないですね。直接要請するにしても、例えば運転手だけ出してくださいというような要請は、我々、しようとは、当然、輸送に手配をお願いしますというのは、当然要請するんだと思っております。そこでそれを受けて自衛隊がどう判断されるかというのはちょっとわかりません。

参加者：自衛隊にそういう要請はしていないということですか？つまり、自衛隊に車両と運転手と借りるときにセットでお願いするということをすでに要請している、それとも今から要請する。

課長補佐：あらかじめそういったことが起こりうることは当然お伝えしています。まだ実際に要請するかどうかは、その事態になれば、なった時に要請します。そういったことをお願いするということは、自衛隊も認識はしていただいていると思っています。それは理解していただいていると思ってますので、それを受けてどのように自衛隊、ないし実働組織の方々が判断されるかだとは思っていますが、我々として、再三申し上げますけど、人だけ出してください、みたいな要請をすることは想定していなくて、必要な移動手段というのをお願いしますという要請になると思っています。

参加者：そしたら、バスを17万人分とかってことですけど、自衛隊の車両も17万人の人の分だけの車両を確保する方策は並行して確保しとくってことですか？そういう話もしておかないと、

課長補佐：17万人のうちどれくらい県のバス協定で対応できるかは、なかなかわからないので、まずは県のほうでできる限りはやりますし、もし県内でバスが用意できなければ、県外のバス協会に当然お願いする可能性があるでしょうし、まず我々が今、協定を結ばさせていただいたので、そのあたりで対応しますと。仮に不測の事態が起きちゃって、何かしらの理由でどうしてもバス協会に対応できないというときには、再度自衛隊さん実働組織にお願いするということで、具体的に何台というのはこの場ではまだ申し上げられない。

参加者：バス協定は下の方にあるのかな。じゃ後で。

参加者：何度も確認したんですけど、そのたびに数が違ったりしてるんですよ。バス、福祉車両の必要台数、確保している台数、PAZ、UPZそれぞれ必要台数と確保している台数を教えてください。

参加者：福祉車両とは別の問題。福祉車両は5番で。バスだけ今。

課長補佐：バスの想定は今までも皆さん方にお伝えはしているんですけども、今、県でバスの登録台数を監理するシステムをそこには約1700台登録されています。このうち貸し切りバスと呼ばれるものが路線バスを除いて約600台ぐらい登録されていますので、そういったものを活用して、バスを配車すると思っています。

参加者：PAZ、UPZでそれぞれ何台というのは答えにくいですか？

課長補佐：バスの台数をそこで何台確保しているかということですか？

参加者：必要台数と確保している台数。

課長補佐:必要台数については、先ほど最大17万人というシミュレーションをお話ししたと思うんですけど、その内訳はPAZで6.5万人です。全員が全員バスで避難するわけではございませんので、基本的には自家用車でみなさん避難していただきますので、仮にバスの必要な方を2割程度と見積もりますと、PAZで言えば6.5万人×20%で大体1.3万人くらい、それを先ほど言ったような貸し切りバスとか、約600台くらいありますので、それを使って1.3万人という方を輸送するという考え方です。

UPZ10.5万人の2割、2.1万人、その方々も貸し切りバス約600台を使って輸送する考え方になっていると思います。

(再質問3) 運転手の被ばく限度が1ミリシーベルトとすると、20マイクロシーベルトでは50時間を超えることができません。このように、運転手の被ばく線量を想定するには、避難にかかる時間が重要であり、時間的シミュレーションは不可欠です。時間的シミュレーションはどこまでできているのでしょうか？そのシミュレーション結果をどう生かすのですか？

1ミリシーベルトを超える被ばくが想定されれば、実動組織である自衛隊が協力するとのことですが、自衛隊にどのように協力をお願いするのか、その内容を具体的に教えてください。

それらの内容を、県民にしっかり伝えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか？

原子力防災調整監:自衛隊の協力につきましては先ほどお話しさせていただいた通りでございます。避難時間推計も我々、最重要項目の一つと位置付けておりまして、その避難時間をいかに短くするかということはですね、例えばバス協会のバスの運転手に頼める幅も広がるということはおっしゃる通りだと思いますので、今、避難時間推計短縮策ですね、そちらも含めて考えているところでございます。何度も申し上げております避難計画の検証委員会でも項目として今後議論を深めていくということを予定しているところでございます。

参加者:自衛隊の話が出てくるのは避難計画のステップでは緊急時対応の時だと思う。避難計画のステップでは緊急時対応の時に自衛隊もパーツの一つとして出てくると思うんですけど、緊急時対応というのは現実には内閣府を中心に作るんでしょうけども、できたときにパブコメを求めることもありませんし、もう、できたらそのまま一番上の総理大臣の会議まで行っちゃうということになってますので。その自衛隊とかいう実働組織がどのように実際には活動するのかということが、あまり見えないですね。市民には。しかし、そのところをですね、やっぱりどのようにやるのか。先ほどの質問ともつながるんですけども、結局まだ解決してない、我々もはっきりしてないんですけども、そのバスだけ、自衛隊は人員だけ出すのかとか、そんな話が聞こえてきたりしてて、はっきりしてないし、そのことをはっきりしてクリアに説明していただきたいなと、県民にですね。でないと、避難計画が納得いくものにならないと思うんですけど。その辺、どうですか？

原子力防災調整監:繰り返しになりますが、まずはバス協会との取り組みの中で確保していくという中で、不測の、それでは足りない、あるいはまた別な事象が生じてしまった場合には自衛隊等をお願いしていくというのは先ほど申し上げた通りです。おっしゃるような緊急時対応というのは内閣府の、国の方で作る緊急時に原発でどのように対応するかとりまとめたものを緊急時対応といっているという名前なんです。ちょっと変な名前なんですけども。緊急時対応と言っている。その取りまとめたものを緊急時対応というん

ですけれども、その緊急時対応を取りまとめてから、自衛隊との現実の中に入ってくる、様々な項目が入ってくるのかなあと、これは国とちょっと協議してですね、これから検討を継続させていくという状況にあります。

参加者：そこが、中身があんまり公になることがないのじゃないかなあという印象を持つので、県として県民に説明するようなことはしていただけますか。

原子力防災調整監：どんな風な形でどこまでというのはあると思いますけれども、そういったご意見があるということを承りまして、これからの取組に生かしていくということは続けてやっていきます。

(再質問4) バス会社へ県の補償が必要になった場合、どこから捻出することになるのでしょうか。また、予算化はどうするのでしょうか。

課長補佐：バス会社への県の補償が必要になった場合、ということですが、バス会社に限らずですね、原子力災害で被害にあわれて補償が必要だというときには、法律で原子力の損害賠償に関する法律というものが、福島事故でもそうですけれども、そういった法律がありまして、そこで決められていて、そこは原子力事業者が負担しますという風になってますので、法律上決まっていますので、そういった形で対応することになるという風に考えています。予算化はという話ですが、原子力事業者の中での話になりますのでちょっとどういう風になるのか、我々は想定できないですけれども、いずれにしても原子力事業者が責任を負うべき話ということになっています。

参加者：協定の中で原子力事業者が補償しない部分について県が補償するっていう協定になっていると思うんですが、違いますか？原子力事業者が補償しない部分の県が補償する部分がどういう場合に起きるのかっていうのがちょっと協定見ただけではイメージできなかったんですけど、とにかくそういうことは想定されているわけなので、事業者が出さないっていう想定されているその部分はどこからどういう風に出すのかっていうことなんですけど。それも最終的にはまた県が原子力事業者に請求するってことですか？今の答弁で言うと。

課長補佐：基本的にはそうなると思います。我々はあくまでも請求をしていくものだと思っています。原子力事業者が補償できない場合って、協定書でそういう風には書いてありましたかね。次に掲げる場合を除いては県が補償するってあると思うんです。その次に掲げる場合って確か、バスの会社さんが保険に入っていて、保険が使えるとか、そういう場合だと私は認識してるんですけど、それは向こうで給付が受けられれば、二重取りになってしまいますよね。保険が使えるのであれば、そういう場合を除いては、そういうのを使えなければ、どんな保証においてもありうるんだと思うんですけど、そういう話だと思ってたんですけど。

参加者：そしたらあれですかね、バス会社は直接原子力事業者には請求しないで、協定の中で県に請求すると。で、県はバス会社に払うけど、その分は県は結局原子力事業者に請求すると。法律にのっとってっていうことですか？

課長補佐:そこはごめんなさい、私もすぐこの場では答えられないんですけど。どういうスキームになっているか、ちょっと法律をよく読まないと原子力損害賠償法がどうなっているか読まないと、わからないです。

参加者:この協定の文書作ったのは皆さんじゃないんですか？

課長補佐:これは我々と協議会と協議しながら作ったものです。

参加者:そうすると県が、バス会社の過失とか、バス会社の保険で払わない部分について損害が生じたときに県がバス会社に補償するってなってるんですね。今読んでいただいた。バス会社に県はまず出すけど、それは基本的には県はバス会社に出したものは原子力事業者に請求するっていう考え方だということですか？

課長補佐:それはそうだと思います。

【2】要支援者対策、避難用の福祉車両の確保について

(再質問5)(1)内閣府が個別避難計画の対象となる住民の数を、計画作成への同意の有無にかかわらず報告するよう求めています、県は同意を得られた住民だけを報告することを各自治体に容認していました。それで実態とはかけ離れた報告が自治体から続出しています。内閣府の指示通りにやり直させるとのことですが、その結果、対象人数が増えることが予想されます。実際に必要な人数が判明し、市町村では対応しきれない状況になった場合、県はどう対応するのでしょうか？

(2)県に登録された福祉車両は0台で、絶対的に足りません。個別避難計画を作り直せばなおさら必要台数が増えます。必要台数と具体的な確保の見通し、運用の詳細を教えてください。

原子力防災調整監:まず内閣府の指示通り、個別避難計画の件、やり直す件、これは我々知っております。国から、部局が違うんですけども、県庁福祉部の方に全国統一の考え方が示されたということも聴いております。我々としても改めて今後、名簿の精査等がなされていくものと考えているところでございます。続きまして、福祉車両の件でございます。これは施設の避難計画等の数字を積み上げてまいりたいと考えております。県内の福祉関係団体等と連携しながら、今後確保を図ってまいります。そもそも数が足りないことは承知しておりますので、これをどのように確保して、また足りない時は先ほどの自衛隊の話じゃないですけども、どこからか応援をもらう、そういったことも考えていかなければならないということを考えております。国に対しても確保を検討してくださいということを今要望しているところでございますが、引き続き断続的に要望していきたい。このように考えております。

参加者:まず一つ目の方ですけども、いつごろまでに集約するっていう見通しというのはあるでしょうか。各自治体から。個別避難計画の要支援者。

課長補佐:これはすみません。縦割りになって申し訳ないんですけども、これは福祉部サイドの方で国から通知がだされ、すみやかに対応していくと聞いておりますので、しかるべく対応で我々もきちんとやってくださいねという思いでおりますので、そこは速やかになされていくんだと思っております。

参加者:自治体の方の仕事内容を見てますと、何年もかかりそうな感じがするんですけども、その辺のところで例えばいつまでと。

原子力防災調整監:我々も新聞報道等で把握しておりますけれども、水戸が100%、土浦が8%、何かそもそもどうなんだというようなことなのでね、その他100%は石岡、常陸太田、高萩、北茨城、笠間、ひたちなか、等となつてございます。これをもう一回整理するとなると、我々職員側としても相当時間かかるなと思いますけれども、我々がやっている議論は止めるわけにはいきませんので、だからそれをどのような整理をしていくか、というのは当然念頭においてやっていきたい。ちょっとこういうのがありますとは言えないんですが、この個別避難計画というのはこういう状況というのはわかっておりますので、我々も取組がこのために遅れることはあまり考えていない。

参加者:すごく急いでくれと言ってるのではなくて、ちゃんとやってくれという意味での質問なんですけど、(2)の方もそうなんですけども、緊急時対応を発表するときに、不十分でも今後の課題みたいな形にして発表されてしまうことを恐れるんですけど、この辺のことがちゃんと出来ないのに緊急時対応が発表されるようなことはないのでしょうか。しちゃうのでしょうか。

課長補佐:緊急時対応はとりまとめは国と一緒にやっていきますというのが一つあるんで、国がまとめていくものなんで、我々が協力してまとめていきますが、国ともしっかり協議しながらちゃんとしたものを作っていくと考えています。

参加者:この辺が不十分なのに、今後努力しますというような形で緊急時対応を発表することが絶対にないように、ここは強くお願いしたいと思います。

課長補佐:要望として承ります。

参加者:今、各自治体の個別避難計画のパーセント把握されてるようなので、東海村は何パーセントですか？

原子力防災調整監:私が手元にあるのは新聞なんですけども、国が見直す前の。報道の数字なんですけども、東海村は89.8%です。

参加者:何がですか？

原子力防災調整監:見直す前の当時の。今問い合わせ中で、何パーセントかは今わからない。

参加者:それと、福祉車両の確保なんですけれども、施設の車両の数を積み上げていきたいっておっしゃったんですけど、施設は施設で施設に入っている方を福祉車両で運ぶっていう計画になりますね、30km圏内は、もしくは5km圏内。そうするとその福祉車両を施設が使うんだけど、それ以外に個別避難計画等で在宅の方とかを福祉車両を使って運搬するってことで、施設の福祉車両は施設で使うものとしたときに、施設以外の方を運搬するために使う福祉車両を別にカウントするんですかね。そこがちょっとわかんないんですけど。施設でさえ福祉車両は足りないと思うんですよね。一気に皆さんを移動させるという。それはどうな

ってますか？

課長補佐:県が確保するって言うのは、福祉車両、福祉施設とか病院とかが持っているもの以外の話をしてるんです。なのできちんと、特に病院とか福祉施設が持っている方はそれは自分たちの施設の方を配送するのに使うと思います。で、我々が確保するのは施設以外で社会福祉協議会とか市町村の社協と言われるところですね、そういうところが持っているものとか、そういったところを積み上げて、他県であるとか広域的に施設以外のものをきちっと確保していくという考えでいます。

参加者:そしたら福祉施設とか病院の必要な福祉車両台数が、その福祉施設や病院ですでに足りないと思うんですけど、その部分を県がほかの社会福祉協議会とかよその自治体から確保して病院とか施設に回すってことですか？

課長補佐:考え方としてはおそらくそういうことになると思います。

参加者:プラス、在宅の方も福祉車両で運ぶからその台数も必要、その両方を県が調達する？

課長補佐:そういうことですね。もし先に言った医療機関とか社会福祉施設がどういう状況なのかっていうのはその施設自体が作る計画、避難計画っていうのがありますので、例えばこの病院が避難計画を作りました、でその避難計画には何人ぐらい福祉車両が必要な方がいます。ただ病院には何台あります、これだけ足りません、っていうのが分かってくると思います。それを我々が把握して、足りないところを我々が補充するのは別の話だと思います。

参加者:そうするとでも、結構たくさんの病院や施設がもう個別の避難計画作ってますよね。そうすると何台足りないっていう数はもう把握してるってことですか？

課長補佐:それは個別避難計画ではなくて、施設の避難計画、それはある程度、病院であれば保健医療部と一緒に回ってますし、社会福祉施設であれば福祉部と一緒に、その計画をまず作ってくださいというようなことで。

参加者:その計画ができた割合っていうのは発表されたりしますよね。

課長補佐:医療機関ですと、たしか 6, 7 割くらいの割合だったと思います。

参加者:そうすると、それらの足りない台数っていうのは把握はできてるけど、まだ数を合計はしてないっていう感じですかね、今のお答えですと。

課長補佐:はい。

【3】UPZにおける安定ヨウ素剤の配布について

(再質問6) 「UPZ内は状況に応じて避難または一時移転の途中で…」となっていますが、屋内退避における放射線の低減効果は、規制委員会の評価によると、コンクリート造で50%、木造では25%でしかありません。しかも屋内退避継続の判断は原子力災害対策指針によれば「実施後3日目を目安として判断…ブルームが長時間または継続的に到来し…被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には…避難への切り替えを判断…」とあるので説明にある「適切なタイミング」は失われ、「甲状腺への放射能ヨウ素の集積90%以上を防ぐ」ことはできなくなります。なので、UPZ地域住民、特に、妊産婦、幼児、子ども、40歳未満の大人を対象に事前配布すべきと考えますが、いかがですか？

原子力防災調整監:これもかねてよりご指摘いただいているところです。UPZの事前配布、配布の仕方とか、もし本当にやるとすれば、配布の仕方とか人員とか、様々な課題が出てくるということはあると思うんですが、お話としては承ります。原子力規制委員会の方で国の方で必要性を判断するということで、その指示に従って配布を実施するという状況でございまして、まずはPAZの確実な事前配布が重要だという認識でいるところでございます。ただ繰り返しになりますが、そのお話があるというのは存じていますし、UPZの効率的な配布体制の確立等につきましても、県としては市町村と連携しながら支援していきたい、このように考えております。

【4】避難退域時検査について

(再質問7) 会場レイアウトや汚染の度合い、計測方法の条件設定などにより、様々となるのは理解します。それぞれの条件設定と、その場合にかかる時間を教えてください。

課長補佐:避難退域時検査に係る時間ということですが、過去に1台16秒という試算があったことは我々も承知はしております。その16秒ってどういう数字なのかっていうと、それは機械を使ってゲート型モニターという車両の両脇に置いて、そこを5km位の速度で通ると自動的にそのモニターで測るというものですので、そこを用意スタートと5km位で走って行って、ゲート型モニターで測りました。で測った後、この車は汚染がありませんねという検査済み証書という大丈夫ですよという証書を渡すまでが16秒という考え方なんです。ただ、ゲート型モニターを使わない場合が当然あると思いますので、そういったときは我々が手作業でGMメーターでタイヤとかワイヤとか測ることがあるでしょうから、そういった物で測った場合には、国から大体これくらいだよっていう時間があって、それは大体1台180秒とか200秒、そういった資料があって、ただこれはどこからスタートするんだとか、会場に入ってから出るまでなのか、いろいろ測り方ありますので、一概には言えないんですけれども、いずれにしろ、スムーズに対応できるようにやっていくというところは間違いないと思いますので、そういった考えでやっていきたいと思います。

参加者:避難退域時検査を始めるまでにもものすごく時間がかかりますよね。そこまで機械を運んだり、そういうことってというのはどんなふうに想定されているんですか。

課長補佐:準備するタイミングっていうのはある程度我々決めていてですね、おっしゃっていただいたよう

に、じゃあ今から皆さん避難しますって言って準備したのでは遅いと思っていますので、これちょっと専門的な話になっちゃいますけども、東海第二発電所になにかしらの事故が起きました、って段階的なんですね。事故の進展ていうのが、ちょっと難しい言葉で言うとAL、SE、GEとかそういった段階があって、放射性物質の放出と、大きく4段階があって、で実際に避難をしていただくのは放射性物質が出てしまった後、4段階目で避難退域時検査を受けて避難をしていただくっていう4段階目になるんですけど、大体1段階、2段階目くらいではある程度そういう候補地、避難退域時検査をやる候補地っていうのを、どこだっていうのをある程度決めて、そこで準備を始めるということになっています。で、ある程度前々の段階から準備をしていくっていう考え方になってはおります。

参加者:準備が出来るまでは足止めされるんですか？素通りできないんで。待てということなんですか？

課長補佐:足止めというのは、避難退域時検査は放射性物質が出た後にしかしない検査で、放射性物質が出る前に、例えばPAZ、東海村の方は放射性物質が出る前に避難することになるので、そういった方は検査する必要がない。

参加者:もちろんそうです。

課長補佐:なので、放射性物質が出た後に退域時検査するので、その前には準備が出来ているという状態になっているだろうと。

参加者:ただ準備ができて検査をしますとなって、その時にはずっと渋滞してるわけですよね。16秒というのは現実的ではありませんし、そういうところの想定というのはどうなっているんでしょうか。

課長補佐:そこはもう、どれくらいの候補地をかけて、どれくらいのレーンを用意するかっていう話になってくるので、なるべく渋滞がないように、先ほどの避難時間の推計っていう話ありましたけれども、どういう風に避難時間をやっていくかっていう話は当然出てくると思いますので、そこは引き続き検証委員会なども含めてそういったところもやっていきたいなと思ってはおります。

参加者:まだそれは十分に検討していないという理解でいいですか？

課長補佐:今やっているところです。

参加者:検討中という、

課長補佐:はい、そういうことです。

【5】避難先の確保について

(再質問8) 民間企業と協議してきた中では、企業名の公表に懸念を示すなどの声もあったことより、公表については慎重になるとのことですが、受け入れ先が分からないのでは、避難に支障をきたすのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

受け入れ先の公表は控えるとして、受け入れる市町村ごとの協力事業者数と受け入れ可能人数を教えてください。

課長補佐:基本的には避難先は各市町村が用意する指定避難所って学校とかそういったところになりますが、そういったところでなかなか難しいっていう場合は民間企業や国とか県の公的施設っていうのも探さざるを得ないっていうものもあります。そういった中で、民間企業さんに協力をお願いするときには、こういった声をいただいているのも事実としてあります。ただ最終的にここに書かれているように、受け入れ先が分からないという声も我々理解できますので、これは避難計画を作る市町村が、この地区はどこへ逃げていただきます、というのを最終的に避難計画の中で書くことになるので、市町村が最終的に判断をして、民間企業であればそういったところも含めて、どのように避難計画上位置付けるのかっていうのは各市町村の中で検討がされるものになるだろうと思っていますので、県からそれに先んじて何か公表することは控えたいと思っています。

【6】避難所におけるスフィア基準の達成について

(再質問9) 県や市町村などの備蓄により、約6万張りを確保とのことですが、6万張の内訳(どこに何をいくつ)を教えてください。避難先の自治体に必要数がない場合、どのように運搬する計画ですか？

原子力防災調整監:6万張の内訳は県のホームページ上で公表しています。

課長補佐:原子力安全対策課ではなくて、防災危機管理課の備蓄と検索していただくと、備蓄の資料も含めてホームページ上でパーテーションメントの数が出ています。ちなみにお伝えすると、市町村分で2.7万、県3.3万、県内は県北、県央、鹿行、県南、県西の5つの地区でそれぞれ合計すると2万7千になるような数がホームページ上に載っておりますので、後程こちらはご確認いただければと思います。運搬は災害協定を県とトラック協会、赤帽軽自動車組合とかそういった運送の車を持っているところと協定を結んでいますので、こういったところに協力いただきながら運ぶ。仮に必要な市町村ごとに足りなくなっちゃったというところがあれば、お願いするってことはできるかなと考えています。

参加者:5番ともかわりますけれども、那珂市から塩谷町に避難する計画ができましたよね、塩谷町の人口に対して、塩谷町の人口9700人ですか、塩谷町はですね、1万千人が避難するんですよね。これ、私もグーグルマップで確認したんですけども、避難する場所が全くないんですよね。どこに避難するんだろうというのが分からないんです。これを県としてはどんな風に把握されてます？

原子力防災調整監:県外の調整につきましては、我々も市役所と一緒に掛けております。手続きとしましては、こちらから先方に依頼をして、どれくらいのキャパシティありますかと伺って、回答があったものにつきまして、そちらにじゃあ避難させてくださいねと、ざっとした流れになります。塩谷町については、我々ちょっと驚いたのが、ずいぶん大規模な体育館があるなというのが驚いたことでございますけれども。那珂市におきましても、当然塩谷町との相対の確認を経て、協定に至ったものという風に考えております。

参加者:体育館があって、確認した限りでは4つか5つぐらいしか人が避難できる場所がないんですよね。あとあるのはビニルハウスなんですよ。野菜作る、ここかなと思ったんです。

原子力防災調整監:基本的に当然ビニルハウスは想定しておりませんが、基本的に当然我々は昨年栃木県に行きまして、当然、先方さんとお話をしたうえで、そのお話がまとまったうえで那珂市と3月30日になったということでございます。当然その過程におきまして、どこにするかというのは我々把握しているということと、本当にこういう施設あるんですよということを確認して、面積もお伺いしたうえで、キャパシティとしてそれだけあるということになる、具体的な施設のあてはめというんですかね、那珂市さんはまだ協定を結んだ段階でございますので、そこからいろいろとどこの施設をどうあてはめていくかというのは、これから那珂市さんの方で考えられて、先ほど避難所の話、民間施設の話も少し出ましたけれども、基本的には市町村さんがお決めになる話でございますので、決めたうえで公表になる話でございまして、キャパシティとしてそれだけあるということ自体は我々の方も那珂市の方も確認はしております。

参加者:あとは那珂市任せということになっちゃうんですか?なんか、私見た限り施設ほんとないですよ。そもそもが1万人もいないところに1万人以上の人が避難するってことが技術的にインフラも完全に破綻しますしね、冬の季節だと雪も降りますし、不可能だということが常識的に考えて言えると思うんですけど。日光市もそうですけど。これ、なんか全然現実性が感じられないんですけど。もう少し詳しく。

原子力防災調整監:人員ですとか資機材につきましても基本的には避難先ではなくて避難元市町村が対応するということになっておりますけれども、もし避難先で準備していただいたものがあれば、後です、その物は補填すると。よく避難先の候補地さんから「避難してきていただくのに準備がこちらでなにもやなくていいのでしょうか」などと親切な言葉をいただいております。そういった中ですが、塩谷町さんにおいては人口規模を上回る避難する施設としては提供していただいたということで、そこに実はなかったということになりますと、またびっくりするようなことになってくるのかなと思いますけれども、まあ一定の確認を経ましてやらしてもらっている作業になります。

参加者:現実的に場所を全部確認したんですか?ここに何十人とか何百人とか。

原子力防災調整監:県の方では全部訪問したわけじゃありませんけれども、そのことについては当然相對となります那珂市さんと塩谷町さんの間での確認になるのかなと思います。

参加者:細かいことは別としても、現実にはないです。建物自体。とにかく無理なんですよ。那珂市が確認することなんですね。

課長補佐:協定としてはおそらく今結ばれたんですけども、その協定がすべてではなくて、これから那珂市がきちんこの地区の人はここに逃げます、と紐づけをやりますので、そこできちっと精査をされて、当然ない施設では計画は書けませんので、そこはちゃんと精査したうえで那珂市が避難計画を作っていく、その中で最終的にはそこでしっかりなされていくといったものが計画に書かれていくという風に思っています。

参加者:キャパシティについてなんですけど、新聞か何かの報道で、ホールを避難所として指定していて、座席がある部分も避難面積に含めていた、そういった避難所があったと思うんですけど、そういうふうな、ホールみたいな場所を避難所に指定しているとか、現実的に人が寝泊まりできるような場所ではないところ

は除いた面積でちゃんとキャパシティは計算しているという認識でよろしいですか？

主任：一般的に、過去には避難所の面積という考え方が一部違っていて、避難所全部の面積を計算していたこともあって、それをご覧になったのかなと思うんですけど、我々の方では意思疎通に誤解がないように避難所の居住可能面積、廊下は除いてください、トイレは除いてくださいということで、パーテーションを使うところ、体育館で言えばメインホール、そういったところを書いてくださいということをお願いして、居住面積を答えてもらう。先ほど那珂市の話も出ましたが、そういったやりとりで、お宅のところには何施設ございませう、居住面積はこれくらいでございます、というのを確認したうえで、市町村さんにつないでいるというところでございます。そこからは市町村さんの方で具体、現実の方を見て、どこそ地区の方はじゃあ塩谷町なら塩谷町の中学校さん、そういう風に決めていきますので、基本的には過去にそういうことがあったこともありますので、認識にずれがないように居住可能面積という形で一応こういう考え方をお伝えして聞いております。

【7】病院や社会福祉施設の屋内退避における職員対応について

（再質問 10）病院の避難計画策定指導は県の所管ですが、計画を把握していないとのこと。

「要支援者対策、避難用の福祉車両の確保について」では「医療関係等が策定する避難計画や・・・必要とする台数を算出する」との回答でしたが、ここでは避難計画の提出を求めているとの回答で、矛盾しているように思います。病院や福祉施設の避難計画の内容を把握しなければ、県として福祉車両の確保や融通を検討できないのではないのでしょうか？

課長補佐：先ほど、病院や社会福祉施設がそれぞれ計画を作っていて、それを内容を見て積み上げてという話がまさにこれでして、それはこれからきちんと把握しなければならないと思っています。今は計画を把握していないということかもしれないけれども、積み上げて管理は必要です。そこはきちっと、ほかの部と連携して把握してまいります。

【8】事故時の被害額の試算と公表について

（再質問 11）知事は「再稼働の是非については、引き続き安全性の検証と、実効性ある避難計画の策定に取り組み、その結果を県民の皆さまに情報提供し、県民や避難計画を策定する市町村、並びに県議会のご意見を伺いながら判断していく」と発言しています。原発事故が起こった場合、どの程度の被害が出るのかわからなければ、県民は判断できないと考えます。被害額を試算するためのルールを国に求めていただきたいが、いかがでしょうか。

原子力防災調整監：国においては、試算するためのルールがないという考えであると聞いている。試算の条件によって先ほどのシミュレーションなども色々変わってくところもあると思います。知事のコメントはその通りでございますけれども、我々としましてはやはりあの、しっかりと防災対応が出来るような形でシミュレーションの数値をもとにしまして対応をとっていくということに尽きるのかなと考えております。

参加者：意味が分かんなかった。

原子力防災調整監：県での試算はそういったことから条件付けとかがありまして、難しいという風に考えております。検討はしておりません。

参加者：国に試算できるようにしてほしいと。

課長補佐：こういう話っていつも出てくるんで、こういう時のルールってあるんですかって聞いたことがあるらしいんですけど、ないですよっていう回答で。個人としては承って、国にどうなんですかねっていうことはできると思うんですけど、国の方ではないですっていう答えなんじゃないかと。こうやって求めていただかってことは受け止めます。はい。

参加者：原子力災害じゃなければ、いろいろ地震とか、水害とか、ある程度被害額の想定っていうのはしていますよね、いろんな地震とかを想定して。被害想定もありますよね、金額も含めて。人数とか建物とか。それと原子力災害はちがう、どうちがうんですか。ほかの災害は国の方で試算のルールがあるんですか。

課長補佐：過去の事例が多いんだと思います。例えば地震とかこれだけ起きてます。台風でこれだけ水害が発生します、いろんな参考にするものがあるんだと思います。個人的な意見になっちゃうんですけども。それに対して、原子力災害どうですかっていうと、福島事故しかないような状況で、じゃあそれをそのまま東海第二にあてはめられるかっていうと、先ほど説明したように安全対策、まったく福島事故の時とは違うっていう状況がありますし、どれぐらい想定って言われても、なかなか難しい。過去になかなかそういったデータがないのが難しいのかなっていう風には思うんですけども。あとはほかの災害と違うのは、広域的になっちゃう、広域的な避難というのはなかなかハードが絞りにくいというか、そこが特定しにくいっていうのがあるんじゃないかなと思います。とはいえ、繰り返しになりますけれども、なかなか難しいというのが、我々が聞いてもルールが見つけにくい、知見がないというのが。

参加者：福島事故の被害額もまだわからないということですか。もしかして。それはある程度把握してる？

課長補佐：それは今すぐ把握しているかしてないか分からないですけども、事実としてはあると思って、どれくらいの割合、経済損失があるかというのはあると思います。

参加者：で、それをもとに、あつちは4台だけこっちは1台で、放出量は想定してるからシミュレーション出来て17万人という数字は出てきてるわけだね。だからそこから行くと、まったくシミュレーションができないわけじゃないんだけど、例えばその同じ17万人が避難しなきゃいけないような状況で、複合災害で、あ、17万人って複合災害じゃないんでしたっけ。

課長補佐：複合災害とは言っていないです。

参加者：ではないんだ。じゃあ複合災害だとすると、地震とかの被害は、地震は地震で別に想定はしてるわけですね。被害の想定は。

課長補佐：それはやってると思います。

参加者:じゃあ複合災害か、複合災害じゃないかによって違ってくるけれど、そこをなんとか示せないのかなってというのが常に皆さんの中で出てくることなんですよ。ある程度何かの条件を想定して、福島事故と同じものが一基で起きたとか、例えばその17万人が避難するそのシミュレーションが例えば地震じゃなく、複合災害じゃなくて起きたとか、そういうときに被害がどの程度になるのかっていうことは、そういう風に条件を決めたら、シミュレーションはできるんじゃないかと思うんですけど。

課長補佐:過去にどこかの民間の会社がやってる結果があったというのは聞いているので、そういったところをご覧いただくしか、我々が直接条件を設定してやるっていうのはなかなか難しいかなと思う。じゃあ、結局それやった時にどういうルールで何をやってるかっていうのを我々、なかなか説明が、説明しても、いやこれはって言われて、そこがだめ、ここがだめって言われて、でもなかなか難しいのがルールがなかなか難しいので、やっぱり条件設定が難しいかなって思います。

参加者:データが少なくて難しいってことね、じゃあ。

参加者:基本的にね、危機管理っていうのは最悪の事態を想定してっていうのは世界の常識ですけども、都合のいい、30kmより広がらないというのは危機管理以前の問題なんですけども、それはともかくとしても。拡散シミュレーションをやっているんだから、事故のシミュレーションできるんですよ。おそらく国は作っていると思いますけど、発表できないだけで。あまりにも被害が大きくてね。で都合が悪いから発表しない。東海原発の時もそうでしたけど。何十年もたってから、やっと発表しましたけども。当初想定の上の二倍以上の被害があったということですね。今回もなんだかんだってこういう時にはこうだということ、出せるんですよ。それから、そもそもが複合災害を無視した形で避難を考えてること自体が、間抜けな話になってしまうから。被害想定をしないで避難計画を作るということは根本的に間違っているんだよね、被害想定を一つでも出すということは最低でも必要だと、これは県でやる責任あるし、あるいは国と連携してやる責任があると思います。それを県民に発表する責任が国にはあると思います。ぜひやってください。

課長補佐:ご意見としては皆さんの思いというのは承知いたしました。

【9】複合災害時の避難および屋内退避に関する情報伝達について

(再質問12) 東海村にある老健施設「サンフラワー東海」が、令和5年6月30日をもって閉鎖されたことにより、日立市久慈町にある日立商業高校体育館を陽圧化することですが、当高校の設立は1963年とかなり老朽化が進んでいます。体育館内に陽圧化の可搬型エアテントを入れるとして、トイレ等、外部との出入りはどのようにするのですか？ エアテントに何人収容し、一人当たりの面積は何㎡になりますか？ エアテントの中に、さらに仕切りやベッドを入れるのですか？

また、陽圧化施設では、希ガスの流入を防ぐことはできず、時間がたつにつれて屋内に放射能が流入し屋外よりも被ばくすると言われていています。陽圧化施設での避難は何日程度を考えていますか。

原子力防災調整監:日立商業なんですけれども、令和7年度に工事し、既存の施設全体を陽圧化するという

工事でございました。エアテントにつきましては通路用などで用いるという風にしておりまして、こちらの施設で150人程度の人員を入れることが出来ると。

主任:すみません、細かいことなので補足させていただきます。日立商業高校体育館なんですけど、日立商業、ご指摘のように古いんですが、体育館そのものはその後、今は2代目と聞いております。体育館の方の、あそこご覧になった方はいらっしゃるかわかりませんが、2階建てとなっております。そのうち、1階部分を防護区画とする工事でございます。一階部分に複数の部屋が分かれておりまして、そこをシャッターを追加して、各部屋を独立して防護区画とするエリアでございます。およそ防護区画とする居住面積が600平米以上でございますので、その中で約150名。人数で割ると大体4平米くらいですかね、居住面積だけです、実際防護区画のエリアはもっと広いです。というような工事でございます。

あと日数につきましては、これは傾向的な日数としまして、我々常に言っておりますけれど、およそ1週間をめどに、資機材、食料、考えております。1週間の間に皆様ご存じかと思っておりますけど、福島第一の時に、双葉病院の例がございました。逃げることを優先して、移動させてしまっ、50名ほどお亡くなりになった。有名な事例があると思います。事実だと思っておりますけれども、急性被ばく障害が起きるほどの高放射線量が出るようであれば、即時避難が大事ですけど、そうでない状況においては、ある意味では、安全に避難したほうが逆に死亡率は低いというところがある。状況を整えてということでその間、持ちこたえていただくという防護区画を設けているところでございます。その間の期間としては1週間、逆に言えば1週間の間に移動する手段、移送先というのを我々の方で用意することを考えてございます。

課長補佐:サンフラワー東海が閉鎖されたことによって日立商業高校を陽圧化すること、というのは我々の方でお話した話としては、これ、記憶がないのですが。

実はエアテント、可搬型テントというのはバックアップ的な意味合いで我々考えています。基本的には必要な施設に対しては、施設自身に防護対策をやってもらうというのが基本的な考え方として、どうしても地震とかでその施設自体が損傷してしまったと。で防護対策してただけでも、なかなかその防護対策の機能として機能しない場合は補完的に日立商業を用意して、日立商業とかがということを我々考えていますので、可搬型テントなんかのバックアップ的な使い方というのは基本的に我々は考えていますので、補足をさせていただきます。

主任:再補足でございますけれども、サンフラワー東海の動きと日立商業の動きはまた別でございます。で可搬型テントはまた別でございます。年数が近いので関連して見えるようになってますけれども、別でございます。施設が閉鎖したということは当然その施設の人の防護は必要なくなったと、ある意味そういったことにもなりますので、日立商業は地域の社会福祉上の配慮が必要な方とかがいざというときに立てこもることになりますし、可搬型テントは各施設の防護関係、仮に日立商業において何か起きた時でも防護が続けられるよというバックアップということで考えてございます。

【10】道路損壊の場合の避難について

(再質問 13) 栃木県が第二の避難先候補との回答でしたが、那珂市から日光市と塩谷町に避難する協定が

出来たため、栃木県には第二の避難先自治体が確保できないと思います。現在の具体的な確保状況を教えてください。茨城県と他県との協定はどうなっているのでしょうか。

ちなみに、那珂市の第一の避難先となった塩谷町では人口9400人のところに10900人避難するとのことです。この数字を見ると、避難先が確保されているのか、市民は不安だと思います。県外の避難先や第二の避難先においてもスフィア基準のスペースを確保するのでしょうか？

原子力防災調整監：第二の避難先は栃木県だけでなく、福島県、群馬県、埼玉県などでも同様のお願いするところでございます。当初予定の避難所が使えない場合、国などとの調整や該当自治体、関係自治体と調整して、受け入れてもらえるようにやってまいるという風に考えております。またその第二の避難先等におきましても、我々はパーティションテントを活用して、一人当たりの居住面積を3㎡確保ということで、以前一人当たり2㎡だったんですけれども、一人当たり3㎡と令和4年に変更しましたので、そういったところで引き続き一人当たり面積は共通でやってまいります。

参加者：今お話にあった他県、福島のような複数上がっておりますが、それぞれに協定がされているので、その進捗状況はまちまちだと思いますが、その動向についてはどういう形で出てくるのでしょうか。

原子力防災調整監：第二の避難先につきましては他県との協定という形ではなくて、通知のやり取りでのお願いしますということでやり取りしております。我々はまず最初の避難先ということで、市町村単位の約束をしていただきたいということで、例えば県外の市町村に確保したいという場合には、我々県庁の方について、日光市、塩谷町もそうでしたけれども、単位自治体に確保するように努めているところです。

参加者：もう一回、ちょっとお答えが聞き取れなかったんですけど、第二の避難先とは協定ではなく、何ておっしゃったんですか？

原子力防災調整監：通知のやり取り、文書のやり取り。

参加者：県対県で第二の避難先として対応協力しますよと、県対県で文書のやり取りをする、協定まではしてないと。協定というのはあくまでも市町村単位でやるものだからということですか？

課長補佐：お互いの例えば

参加者：協定というのはハンコを押すの？

課長補佐：ハンコをお互いがサインして

参加者：サインしたら協定。

課長補佐：それが、第二の避難先については我々からこういった場合には調整をさせていただきますのでよろしく願いしますっていう文書を送って

参加者：送って向こうからもわかりましたよっていう文書が来ているっていう。

課長補佐：そうですね。

司会:時間がもうちょっとあるので、今まで出た中で何かあれば。

参加者:一つは福祉車両についてなんですが、原電と日本福祉車両協会で協定を結んだということはご存じでしょうか？

課長補佐:日本原電の方でいろいろそういった確保のために動いてるっていうことは我々も聴いております。

参加者:なんか、その、福祉車両協会の方では、緊急時には何台の福祉車両を優先的に提供する、何台って何台かの、これを原電にですね、それで原電の方では原電の人が運転するのかどうか、わかりませんけれども、福祉車両を使うというふうなことについて、そういう話は聞いてますか。

課長補佐:同じお答えになってしまうんですけども、具体的などころまでは原電と相手先の協定のどういう内容かちょっとわからないですが、そういったことを原電の方で、地域貢献というか、そもそも当事者としてそんなことをしているということは我々も認識はしていますが。

参加者:福祉車両の絶対数が少ない中で、原電が何台かを持ってしまうと、県の方で確保する台数、ますます減ってしまうんじゃないかと、そうなるとやっぱり原電とそのところは綿密に打ち合わせしといたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どこまで進んでるのかわからない。協定だけなのか、台数がはっきりしてるのか、わかりませんけど、それは原電の方はちゃんとやってますよ、みたいなこと言ってるんですから、それは県の方でもちょっと確認しないとまずいと思うんですよね。それが一つです。それはお願いします。もう一つは、避難所でのパーティションテントっていうけど、段ボールの仕切りなのか、テントなのか形態が良くわかりませんけども、テントだと一つのテントに2人入ると一人当たり2㎡弱みたいな可能性もあるわけですね。その辺のところと、一つお伺いしたいのは、避難先自治体のものを使うのか、避難元のものを使うのか、あるいは県が用意するのか。私が聞いたのでは県が用意する、避難元、例えば東海村が用意しているパーティションテントは使わないということを聞いているんですが、この辺のところ、具体的に台数、それから県や国から貸与されることになっているのか、伺います。

原子力防災調整監:まずテントの約2メートル×2メートルの4㎡のテントに2人入っていただきます。これは我々スフィア基準というのを踏まえたうえで、有識者に集まってもらって検討した結果、居住部分についてはパーティションテントを使って一人当たり…

課長補佐:居住区画における通路を含めて一人3㎡ということをパーティションテントで行うということです。パーティションテントだけだと2×2で4㎡、通路を含めると一人当たり3㎡

参加者:今の質問は避難元のテントか避難先のテントか、

原子力防災調整監:避難元のテントを使うと我々考えております。

課長補佐:避難元というのは県を含む。当然、東海村が自分の持っているものを原子力災害の時はもっていきませんか、県が持っていくというわけではなくて、持っているものはある程度持っていくでしょうけど、

大きくして今後、防災危機管理課のホームページで確認いただくとわかると思いますが、県が多分半分持っていて、当然県の方でも手配して持っていくと、そういう場合のことをおっしゃられたのかなと思うんですけど。

参加者:なんか、村のは使わないという風に聞いている。

課長補佐:村のは使えるか、現実の状況に当てはめたときに、県が用意すると思っているので、東海の原産課なんですけど、もっていきませんというのはなかなか想定しづらいのかなと。

参加者:まあまあ、確かにあるのに使わないのはもったいない

課長補佐:使えるものとしては県が、県だったり各市町村に置いてあるのがあるので、そういうのを手配していったり、当然経済産業省を通じて事業者から流通在庫という形で集めていってというのを、いわゆる手配するメインは誰だっているのは県であり、我々国ってということにはなるのかなと思います。

参加者:テントじゃなくて段ボールベッドみたいなものもあるにはあるわけですね、仕切りが、段ボールの、そうじゃないですか？

原子力防災調整監:少なくとも我々が用意しているパーテーションに関しては、型式っていうものがあるわけですが、私が確認取ってるの四角い箱と言いますかね、布張りの箱みたいなものですので、仕切りが何かと言われれば布です、という形に、テントなのでそういう形になると思います。

参加者:まあでも実際には台数足りませんね。6万張りでは17万人でさえも足りない。その場合どうするんですか？

原子力防災調整監:それも今ホームページで公開しています委員会で、いずれかのタイミングで議論がなされる事項になりますけれども、どこから運んでくるのか、後、何張確保してあるのかとかも含めてですね、公開してまいりたいと思います。あと、こちらは再質問というところで、協定締結先のトラック協会、あるいはその他協会に運んでもらう手配は答えしたと思います。

参加者:まあ実際にはスフィア基準は必ずしも守れない可能性が高いという風に考えていますね。

原子力防災調整監:それを踏まえたうえで我々としてはその広さでやっているというところでご理解をお願いします。

参加者:再質問4のバス会社への県の保証が必要になった場合ということで、お答えの中でバス事業者が加入する保険による保証が受けられない場合ということだったんですね。で、たしか原子力災害については保険会社が適用外にしているのではないかなと思うんですが、私確認はしてないんですけど、その辺はどのように考えていらっしゃいますか？

原子力防災調整監:仮にそれで保険が使えない場合は、県が補償してそれを結局事業者に請求する。先ほど説明したように、最終的には事業者が責任をもって出すということになる。

参加者:途中でわかったんですけど、17万人も複合災害ではないってことですね。そうすると今、避難計画の検証委員会で検証していただくのも、まずは複合災害じゃない場合で検証して、避難計画これでいいかど

うか、何が必要かとか全部やったうえで、でも福島事故は複合災害なので、複合災害についてはその後またなんかやるんですか？

原子力防災調整監：複合災害もありうるよ、という中での議論という形に今のところなっております。なので、複合災害ではこう対応する、別の災害ではこう対応する、また別な、複合と言っても色々ある中での話ですので、原子力災害をやりますけれども、原子力災害の検討しますけれども、その中で重要な、例えばですけども、重要なことについては複合災害もありうるよねと言った形の検討になってくるのかなと思っております。

参加者：そしたら例えば今、トラック協会のテント運搬してもらおうとかいうけど、複合災害になった時にどの程度運搬ができるのかとか、いろいろと状況は変わってくるわけですね。

原子力防災調整監：例えば各市町村の避難計画においても、逃げる際の道路は指定されていると思うんですけど、そこがだめだった場合、代替え道路みたいなものも指定されているというところもあると思います。するとそういったところも、もしかしたら考えていかなくちゃならないのかもしれないし、例えば広範に相当な地震の被害で全く道路がふさがってしまうと、代替の代替の代替もだめだったという、結局それは議論になってこないかなということもありますので、そのあたりのどこまで詰めて、どこまで注視していくのか、というところがあります。

参加者：テントというのはどこかに買ってストックしておくということなのかと思うんですけど、ストックしておく場所の環境によって、テントというのはどのくらいの年月で買い替えるのか、そんな風なことを想定しているのか、ということが一つと、お話の中で避難所等で市町村という話が出てきたり、県の施設ということが出てきたり、それでもない時に最終的に国のつていう話が出てきたように聞こえたんですけど、本当にそうなのか、原子力をやろうとしている国の施設を使うのがあるんですけどね、そっちが先ではないのかなと矛盾を感じたんですけども、その点二つについて教えてください。

課長補佐：まずパーテーションテントの話ですが、パーテーションテントはイメージとしてはもしかしたら皆さんお持ちかもしれないですけど、ぱっと開くと広がって、くるくると丸めると収まるようなあいうのがあるんですね、それが段ボールの中に置まれた状態できちっと積まれているので、それが最初から広がった状態で野ざらしになっているとかそんなことはないので、きちんと倉庫の中で保管されているっていう状態で、県のが 3.3 万台、全体ではちゃんと保管しているっていう状態です。もう一つ、避難先の話ですけども、私は指定避難所から最初に来るんじゃないかっていう話をしたんですけども、なぜかという、それは原子力災害に限らず、例えば台風とか地震とかが来たら、まずは皆さん近くの学校みたいな、いわゆる市町村が決めている指定避難所に逃げていただくことになっています。これは原子力災害に限らず。そういったところは元々避難を受け入れる体制ができているというか、いろいろなものが学校とかに備蓄がされていたりとか、元々原子力災害に限らず災害の避難所としての機能を元々持っているところなんですね、指定避難所は。そのために市町村が指定しているわけで、なので指定避難所をまずは使った方が、当然環境としても避難所として立ち上げる時間が短くて済むとか、そのメリットがあるので指定避難所からまず使う、これは市町村が最終的には判断ですけども、そういったことがメリットとしては大きいんじゃないかっていう、で指

定避難所が仮にいっぱいになっちゃったときに、じゃあ次に国の施設、例えばつくば市ですと国の研究機関とかいっぱいあるんですね、ああいう所の施設なんかも使えることとしては使えると思うんで、ただそこは常に避難所として使っているかというそうではないので、なかなかその避難所として使うにはちょっと使いつらいっていうのも、ま、とはいえ避難はできるよね、というところもあるわけなんですね。なんで、そういう意味で指定避難所から使う方がメリットが多いんじゃないかなと私は申し上げたと、そういう認識です。

参加者: テントの件ですけれども、やっぱりそういうものって私もテント持ってますし、でもしまってるからって恒久的に使えるものではないし、海外のおっしゃったけれども、結構ペラペラなんです。で、しまっておいても傷みもくるんですね、間違いなくダメになるので、それがなんでだか私にはわからないんですけど、メーカーさんの方でも未使用でも何年間とか雨ざらしでなくてもどれくらいというのが、メーカーの方で出していると思うんですよね。ですから、たくさん量ですから、それなりの金額にもなるわけで、そのところも予算とかね考えてくださいよ、というわけでお話をしました。

参加者: 原子力災害だけでなく使うもの

課長補佐: 開けたときに全然使い物にならないっていう事態がないように、定期的にひと箱開けてみるとか、そういったことは必要かなと思っています。ありがとうございます。

司会: 今日はお時間を取っていただきありがとうございました。意見として出たものに関してはぜひしっかりと色々やっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

原子力防災調整監: 今日出たことを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。